

藤本友行議員に対する辞職勧告決議

私たち尾道市議会は昨年12月定例会において、議場外で暴力行為に及んだ藤本友行議員に対し辞職勧告を決議しました。

決議後、本市議会は、自らの襟を正し、品位と秩序を重んじ、市民の規範たるべき議員像を目指して尾道市議会議員政治倫理条例を制定しています。

こうした市議会の自浄努力にもかかわらず、藤本友行議員は辞職勧告に応じないばかりか、何ら反省の姿勢も見せず、9月及び12月定例会においても暴言や、高圧的な発言を繰り返してきました。12月17日に至っては、自らが所属する文教常任委員会において、文教常任委員長に対して暴言を浴びせるなどの行為に及びました。

いかに議員として期数を重ね、人として年を重ねようと、権利を平等に有する議員をどなりつけてよい理由にはなりません。しかも言論の府たる市議会の委員会であり、さらに議事整理権を有する委員長に対する暴言であれば到底容認できるものではなく、看過することは市民に対する背信行為とさえいえるものです。

よって、本市議会は、藤本友行議員に対して、品位と秩序を重んじる尾道市議会議員として著しく適性を欠いており、尾道市議会の一員としてふさわしくないと断じざるを得ません。

以上の理由から、尾道市議会の最大限の意志として、藤本友行議員に対する二度目の辞職勧告を決議します。

令和2年12月22日

尾道市議会